

島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務委託  
特記仕様書

1 目的

令和6年度に第3期データヘルス計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた「第3期島田市国民健康保険データヘルス計画（第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画）」を策定することを目的とする。

2 業務名称

第3期島田市国民健康保険データヘルス計画  
（第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画）策定業務  
（契約期間 契約締結日から令和6年3月29日まで）

3 業務内容

委託業務は、第3期島田市国民健康保険データヘルス計画（第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画）策定に係る一式とし、内容はおおむね以下のとおりとする。

(1) 現状把握・分析

- ア 国施策の動向や社会情勢の把握
- イ 上位計画及び関連計画、作成指針や手引きの把握
- ウ 医療費分析
- エ 健診結果等分析
- オ 日常生活圏域分析
- カ 島田市の事業実施実態把握

(2) 計画目標量の設定

- ア 将来推計
- イ 計画の取り組みと目標設定支援
- ウ 保健事業の提案及び目標設定支援
- エ 特定健診等実施計画の設定支援

(3) 計画骨子案・計画素案の作成

- ア 基本的事項
- イ 医療と健診情報から見る島田市の状況
- ウ 前計画の評価
- エ 健康課題と対策
- オ 計画の取り組みと目標
- カ 個別保健事業
- キ 特定健診・特定保健指導の実施方法

- ク 計画の推進
- ケ 評価・見直し
- (4) 委員会等（5回以内）の報告支援
  - ア 委員会の運営に係る支援全般
  - イ 委員会への出席（助言、提言等）
  - ウ 委員会資料の作成
  - エ 議事録の作成

(5) 打ち合わせ

計画策定の進行は、十分に事務局と調整を図りながら行うものとするため、必要に応じて打合せを行う。

(6) パブリック・コメントの実施支援

- ア パブリック・コメント実施に関する計画（素案）などの公表資料の作成
- イ 市民等から寄せられた意見の整理、回答素案の作成等の支援

(7) 成果品の納入

ア 計画書

電子データ（CD-R）一式

※計画書は、市で加工できるデータ形式（MS-Office 等）を含んで納品すること。グラフ作成、レイアウト編集、ワード編集、データ納入等、作成に係る一式を含む。

#### 4 提出書類

受託者は、業務に着手する前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得ること。

- (1) 着手届及び業務工程表
- (2) 業務担当者等通知書

#### 5 完了検査

受託者は、成果品を発注者に提出し、発注者による検査を受けること。

その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による委託者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うこと。

#### 6 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入すること。

業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。

#### 7 注意事項

- (1) 本業務を遂行するに当たっては、国及び県の基本指針に即して、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、必要かつ適切な人員配置を行い、正確かつ丁寧に業務を遂行しなければならない。
- (2) 本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、借用書と引き換えに貸与するものとする。
- (3) 国・県の施策動向が示された場合は、随時計画（案）に反映すること。
- (4) 当該計画に係る事項について、契約後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (5) 他市町における先進事例の情報提供を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務における報告、連絡等について速やかに対応すること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては本市との協議を要するものとする。
- (9) 業務の履行にあたり、十分な知識及び実績を有する者を配置すること。
- (10) 成果品の取り扱いについては、著作権は本市に帰属するものとする。
- (11) 島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務委託公募型プロポーザル募集要項において提案した内容に基づき業務を履行すること。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、市と別途協議する。

## 8 事務局（問い合わせ先）

〒427-0041

静岡県島田市中河町283番地の1

島田市健康福祉部国保年金課保健事業係（担当：柴田・天野）

TEL 0547-34-3295

FAX 0547-34-3289

Email:koku-nen@city.shimada.lg.jp